

税制優遇に係る各種支援策等のご案内

《設備投資に係る税制優遇》

経営力向上計画

経営力向上計画とは、国の「中小企業経営強化法」に基づいて制定された、中小企業・小規模事業者等の経営力を向上させる取り組みを支援するための制度です。認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

税制措置は、下記の通りです。その他、金融支援、法的支援を受けることができます。

- ◆ 認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例、準備金の積立（損金算入）の措置を利用することができます。
- ◆ 法人税（※1）について、**即時償却**又は**取得価額の10%（※2）の税額控除**が選択適用できます。
※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

税制措置

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備（A類型）	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物付属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） ※A類型の場合、制限あり。	●生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎に係る建物付属設備設るものは該当しません。 ●国内への投資であること ●中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化備（B類型）	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局		
デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備			
経営資源集約化設備（D類型）	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

経営力向上計画に位置づける設備は、**取得前に経営力向上計画の認定を受けることが必要**ですのでご注意ください。
(例外として、設備を取得した後(事業承継等を伴う設備取得は除く)に経営力向上計画を申請する場合は、**取得から60日以内**に申請が受理されることが必要です。)

先端設備等導入計画

さぬき市では市内に新たに先端設備等を導入する中小企業・小規模事業者が策定する「先端設備等導入計画」の認定申請を受付しています。

「先端設備等導入計画」は、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画です。労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件となります。

認定を受けた中小企業者等の設備投資については、一定の要件を満たす場合において、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。具体的な支援措置は、下記の通りです。

支援措置	内容
①税制措置	◆ 生産性を高める設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援。 (地方税法に基づき、課税標準を3年間、1/2に軽減。) ◆ 賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間、1/3に軽減。
②金融支援	民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

認定を受けるためには、該当する新規取得設備の**取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要**です。
既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。(特例はありません。)

《各種共済による節税》

小規模企業共済／掛金：全額所得控除

「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社等の役員の方が、将来事業をやめられる場合や退任される場合に備え、資金を準備しておくための共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

①制度に加入できる人は？

常時使用する従業員が20人以下の個人事業主および会社の役員(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)

②毎月の掛金はどのくらい？

掛金月額は、1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で**自由に選べます**。

共済加入後も掛金月額は**増額・減額ができます**。また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選べます。

③税法上のメリットは？

掛金は、**全額が「小規模企業共済等掛金控除」として**、課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様です)

④共済金はどんな時に受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

⑤事業資金の借り入れができるの？

契約者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。(無担保・無保証人)

倒産防止共済(経営セーフティ共済)／掛金：損金または必要経費

「倒産防止共済」は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

①どんな企業が加入できるの？

業種ごとに従業員数・資本金等の額に条件があります。条件に該当し、引き続き1年以上事業を行っている中小企業者です。

②毎月の掛金はどのくらい？

掛金月額、5,000円～200,000円の範囲内(5千円単位)で**自由に選べます**。共済加入後も掛金月額は**増額・減額ができます**。(減額には一定の要件必要)。掛金は**総額800万円まで積立可能**です。掛金の前納もできます。

③税法上のメリットは？

掛金は、**税法上損金(法人)**または**必要経費(個人事業)**に参入できます。

④どれだけの貸付けが受けられるの？

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

⑤共済金の貸付条件は？

共済金の貸付は、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付を受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

詳細については、**商工会までお気軽にご相談ください**。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888

支所 TEL 0879-43-2340



公式 Facebook、公式 Instagram 始めました!
施策情報やさぬき市の情報を発信しています!
「いいね!」フォローをお願いします!

尚、本紙の情報は、2023年11月1日現在の情報です。